

納税協会 ニュース

1

January 2019 No.262

納税協会ホームページURL

<https://www.nouzeikyokai.or.jp>

平成31年1月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)

MONTHLY NEWS

公認会計士・税理士 新名貴則

中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック及びQ&A集を改訂

●「経営力向上計画申請プラットフォーム」についての説明等を追加 中小企業庁

中小企業庁は、「中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック（平成30年4月1日以降開始の事業年度用）」及び「中小企業向け所得拡大促進税制 よくあるご質問Q&A集」を改訂しました。

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。また、下記の要件を満たす場合は、税額控除率を上乘せすることができます。

継続雇用者に対する給与等支給額の総額が、前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ、以下のいずれかを満たすこと

- ① 適用年度における教育訓練費の額が、前事業年度と比べて10%以上増加していること
- ② 適用年度終了日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、当該計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき、証明がされていること

上記②の要件を満たすためには、適用年度終了後、税務申告までの間に「経営力向上報告書」を作成し提出する必要があります。この作成・提出には「経営力向上計画申請プラットフォーム」を使用することになります。今回改訂されたガイドブックでは、このプラットフォームの説明などが追加されています。

「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」を公表

●「消費税還元セール」は禁止 内閣官房

平成31年（2019年）10月1日から消費税率が10%に引き上げられる予定ですが、これに先立ち、国税庁は「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」を公表しました。その中では、税率引上げの際、価格設定や宣伝・広告において事業者が注意すべき点について解説しています。

① 宣伝・広告の表示

禁止	容認
次のような消費税と直接関連する表現は認められません。 ➤ 「消費税はいただいています」 ➤ 「消費税還元セール」	次のような表現は問題ありません。 ➤ 「10月1日以降〇%値下げ」 ➤ 「10月1日以降〇%ポイント付与」

② 価格の表示

原則	容認
総額（税込価格）で表示します。	税込価格と誤認されないために次のような措置を講じている場合は、税抜価格で表示できます。 ➤ 個々の値札等において税抜価格であることを明示 ➤ 店内における掲示やチラシ等により、税抜価格であることを一括して明示

「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」を公表

●「年間取引報告書」を交付 国税庁

ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することで利益が発生した場合、原則として雑所得に該当し、所得税の確定申告が必要となります。国税庁は平成29年12月に、確定申告の対象となる仮想通貨の損益のパターンや、所得の具体的な計算方法について整理した「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」を公表していました。今回、これに下記のような内容を追加して、「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」として公表しました。

年間取引報告書	仮想通貨交換業者から納税者に対して「年間取引報告書」が交付されることが明記されました。また、国税庁のホームページに掲載されている「仮想通貨の計算書（Excel）」に「年間取引報告書」の記載内容を入力することで、簡便に所得の計算を行うことができます。
相続・贈与による取得	相続や贈与によって仮想通貨を取得した場合は、相続税又は贈与税の課税対象となります。活発な市場が存在する仮想通貨であれば、仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格をもって評価します。
財産債務調書への記載	仮想通貨は財産債務調書の記載対象となりますが、国外財産調書の記載対象にはなりません。

今後の税制をめぐる政府等の動き 与党

平成30年12月14日、自由民主党と公明党は「平成31年度税制改正大綱」を公表しました。

この中で、消費税率10%への引上げについて、「平成31年10月に確実に実施する」と明記しました。また、これによって駆け込み需要と反動減という需要変動が発生することを回避し、需要を平準化するために、「消費税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策」、「住宅ローン控除の控除期間の3年延長」、「自動車税の引下げ」など、あらゆる手立てを尽くすとしています。

法人課税においては、研究開発税制の拡充、中小企業者等の法人税の軽減税率の期限延長などを行うとしています。

また、平成30年度税制改正において法人の事業承継税制の特例措置が設けられたことに続き、個人事業者の事業承継についても、法人の事業承継税制に準じた10年間限定の特例措置を創設するとしています。